

×

このページを印刷する



【第25回】2012年4月11日 森信茂樹[中央大学法科大学院教授]

## 維新の会「船中八策」のフラット・タックス 橋下市長がこれから具体的に語るべきこと

### 維新の会の船中八策に驚いた

大阪維新の会の掲げる「船中八策」は、今のところあまりに抽象的すぎて、とても「国の形」をあらわすものではない。中には「消費税を地方税に」という項目など、実行不可能と思われる内容も含まれている。

そう前置きしたうえで、これは、と驚くことがあった。それは、「フラット・タックスの導入」という項目があったことだ。

実は、私は08年7月にある雑誌に「理想の税制 ユナイテッド・タックスの提言」と題し、「フラット・タックスと給付付き税額控除(負の所得税)とをセットにした税制(ユナイテッド・タックス)が理想の税制だ」という小論を寄稿したことがある。

また、税の専門誌にも「理想の税制 ユナイテッド・タックス」として、同様の随筆を掲載したことがあり(「税務弘報」09年2月号)、税制としては優れているものである。

フラット・タックスは、学問上では、ホール・ラブシカ型フラット・タックスを指す。 米国の経済学者ホールと政治学者ラブシュカによって提言された税制で、レーガン2期の税制改革(1986年)に影響を与え、その後の米国税制改革議論でも、目指すべき一つとして唱えられているものである。 その本質は、付加価値を課税ベースとする税、つまり消費課税の一種である。 橋下市長はテレビで、単一税率の所得税のような解説を行っていたが、それ は正確ではない。

もっとも、一見したところでは、同じ単一税率の所得税、法人税とほとんど変わらない。また、税率が単一なこともあって、大幅に簡素な税制となる。この2点(現行税制とあまり変わらないという点と簡素性)に、フラット・タックスの最大の政治的な長所がある。

#### フラット・タックスとは何か

では、フラット・タックスがなぜ理想の税制なのか、説明してみよう。

消費(C) = 賃金(W) + 利子(R) + 利潤(P) - 設備投資(I)という恒等式が前提となる。

消費つまり付加価値を、発生ごとに、個人が労働で生み出した付加価値相当分の賃金、借金して生み出した付加価値相当分の利子、資本が生み出した付加価値相当分の利潤、というように分解する。

その上で、「賃金」(給与・年金受給も含む)に対しては個人段階で課税し、「利子+利潤-設備投資」(キャッシュフロー)に対しては、法人段階で課税する。その際の税率は同じである。したがって、現在の所得税と法人税の課税ベースを変えただけ、ともいえよう。

では課税ベース(課税する対象)はどう変わるのか。

個人段階で変わるのは、個人が受け取る利子、配当、キャピタルゲインという金融所得が、課税されないことである。これらは、企業段階で支払い利子と利潤として課税される。その結果、現行税制のような二重課税、つまり、法人所得に対して法人税が課せられたのち、個人段階で配当課税やキャピタルゲイン課税されることはなくなる。

法人の課税ベースは、売上から賃金・給与等の労働コストや仕入れを控除し、さらに設備投資(I)を控除する。設備投資は、この段階ではコスト(インプット)として課税ベースから控除される。減価償却という複雑な制度がなくなり、全額即時控除(経費)になる。一方、支払い利子の損金算入は認められず課税される。

では、なぜ個人段階と法人段階とで分けて課税するのか。それは、個人課税の段階で、家族構成に応じた人的控除を構築することにより、課税最低限を作り、累進的な税制にするためである。つまり、フラット・タックスと言っても、最低限度の累進がビルトインされているのである。

先述した私案では、家族一人当たり70万円の控除を設けているので、4人家族の場合の課税最低限は280万円となる。

まとめると、個人段階では、利子・配当・キャピタルゲイン等の投資収益には 課税しない。法人段階で、利子所得は課税されるが、設備投資分は課税され ない。先ほどの恒等式の付加価値に対して、それが発生する時点で、個人段 階と法人段階に分けて、同一のフラットな税率で課税されるので、付加価値税 (消費課税)ということになる。ちなみに消費段階で課税すると、消費税にな る。

この税制の長所として、簡素性が上げられる。かつてアーミー議員の提案した法案では、フラット・タックスの申告書は、郵便葉書一枚で可能とされた。

税率については、現行税制と税収中立(税収は変わらず)という前提で置き換え当時(90年代)の米国の税制で計算したところ、課税最低限(夫婦子二人)を3万ドルとして、おおよそ20%強というところではないかと計算されている。

私の前述の論文では、わが国の理想の税制として、20%のフラット・タックスと6兆円規模の給付付き税額控除(給付付き税額控除については第 17 回参照)を組み合わせた具体案(下記参照)を、ユナイテッド・タックスという名前で提言している。

# 私案の概要(08年7月「時評」)現行税制新税制325 万円364 万円

(夫婦、子二人)(他に消費税負担あり)(消費税負担なし、70 万円×4=280 万円の家族控除と給付付き税額控除の合計)減税になる層給与収入 420 万円以下と1750 万円以上増税になる層給与収入 420 万円から1750 万円まで

フラット・タックスの結果、高所得者の限界税率は下がり、労働に対するインセンティブは増加する。また、「二重課税」の問題がなくなり、貯蓄が増加し、投資は即時に全額経費となるので、経済成長と経済効率の向上が期待される。

#### ■ 逆進性対策はどうするのか

課税最低限

フラット・タックスの問題は、逆進性である。家族控除で課税最低限ができるので、課税される世帯と非課税の世帯という最小限の累進性は確保されるのだが、税率がフラットなので、高所得者層の税負担は大幅に低下し、低所得者層の負担は増加する。つまり、所得格差が拡大するので、所得再分配の問題が生じるのである。

そこで、給付付き税額控除(米国では勤労税額控除)を導入して、低所得者には現金の給付をセットにして、この問題を解決することが必要となる。

あるいは、この税制の変形であるXタックスが考えられる。これは、プリンストン大学のブラッドフォードという学者が提案した税制で、法人に対しては、フラット・タックスと同じだが、個人の賃金に対しては、累進税率で課税する、というものである。

この点維新の会は、フラット・タックスと合わせて、ベーシックインカム、負の所得税、給付付き税額控除を組み合わせることを検討していると報道されている。 この点、ブッシュ(子)の米国税制改革案のコンセプトと類似している。

これらは、あくまで今後の税制を考えていく上での「ヒント」となるものである。 現実の税制とどう折り合いをつけていくのか、それが問題だ。 国を語るには、政府の規模(大きな政府か中規模の政府か)と所得再分配を どの程度にするのか、この点を明らかにすることが基本となる。とりわけ現下の 課題は、格差・貧困問題への対応であり、これをどうするのか。

維新の会は、まず、具体的な税率水準のめどと、様々な所得階層に与える 負担の増減を示す必要がある。この点から逃げるのであれば、橋下市長の決 まり文句である「学者の机上の空論」となる。具体的数値は、決して「テクニカ ルなこと」ではない。それこそフラット・タックスの核心である。

橋下市長グループが、そこまで考えてこの税制を提言したのかどうか、今後の展開に注目したい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.